

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

(1) 本協定は、派遣先で

①ビル清掃員業務

上記①に従事する従業員に適用する。

有効期間

(2) 本協定の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とする。

2026年3月10日

株式会社清光社

労働者派遣事業

許可番号

派13-309197

有効期間

令和8年2月1日から

令和13年1月31日まで